

証券コード：6859

平成26年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区天神橋3丁目5番6号

エスペック株式会社

代表取締役社長 石 田 雅 昭

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル 大阪 5階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第61期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.espec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、中国経済の成長鈍化の影響などにより回復のペースは緩やかになりましたが、欧米を中心とする海外経済の持ち直しや、円安による企業の収益改善、消費税率引き上げ前の内需の拡大などにより回復基調が継続しました。

当社の主要顧客におきましては、自動車関連メーカーでは積極的な投資が継続しましたが、その他のメーカーでは、投資マインドの改善は見られたものの本格的な回復には至りませんでした。

こうした中、当社は、好調な自動車市場において取り組みを強化するとともに、設備投資が比較的堅調な恒温恒湿室ビルドインチャンパーなどカスタム製品の受注獲得に注力してまいりました。また、海外市場では、中国・アジアや米国において営業活動を強化してまいりました。

当期の経営成績につきましては、前期比で受注高は4.4%増加し31,760百万円となり、売上高は4.2%増加し32,099百万円となりました。利益面につきましては、売上高の増加により、営業利益は11.3%増加し2,077百万円、当期純利益は28.8%増加し1,570百万円となりました。

	前期 (第60期) 百万円	当期 (第61期) 百万円	増減率 (%)
受注高	30,412	31,760	4.4
売上高	30,799	32,099	4.2
営業利益	1,866	2,077	11.3
経常利益	2,162	2,370	9.6
当期純利益	1,219	1,570	28.8

<装置事業>

環境試験器につきましては、国内市場では恒温恒湿器プラチナスJシリーズなど汎用性の高い標準製品の売上高が前期比で減少しましたが、恒温恒湿室ビルドインチャンバーなどカスタム製品が自動車市場を中心に好調に推移したことなどにより、国内市場の売上高は前期比で増加しました。海外市場におきましては、中国子会社の低迷などにより中国・アジアの売上高は減少しましたが、欧米では米国子会社が好調に推移し、海外市場の売上高は前期比で増加しました。こうした結果、環境試験器全体では、受注高・売上高ともに前期比で増加しました。

エナジーデバイス装置につきましては、車載用二次電池の分野を中心に市場開拓を進め、引合は増加しましたが受注拡大には至らず、受注高・売上高ともに前期比で減少しました。

半導体関連装置につきましては、特定の半導体メーカーからの受注もあり、受注高は前年並みとなり売上高は前期比で増加しました。

FPD関連装置につきましては、前期比で受注高は減少しましたが、海外メーカーへの納入があり売上高は増加しました。

こうした結果、装置事業全体では、前期比で受注高は、5.1%増加し25,271百万円、売上高は6.0%増加し25,831百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加などにより前期比で21.3%増加し1,625百万円となりました。

	前期（第60期） 百万円	当期（第61期） 百万円	増減率（%）
受注高	24,051	25,271	5.1
売上高	24,368	25,831	6.0
営業利益	1,339	1,625	21.3

<サービス事業>

アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、顧客の収益改善を背景に経費の抑制傾向が緩和されアフターサービスや装置の移設・改造の受注が回復してまいりました。前期比では、受注高は若干増加し、売上高は前期並みとなりました。

受託試験・レンタルにつきましては、主力のテストコンサルティングが自動車市場を中心に引き続き好調に推移しました。しかしながら、レンタルの低迷が影響し、受注高・売上高

ともに前期並みとなりました。

こうした結果、サービス事業全体では、前期比で受注高は2.3%増加し5,288百万円、売上高は0.6%減少し5,168百万円となりました。営業利益につきましては、原価率の悪化などにより前期比で22.5%減少し504百万円となりました。

	前期（第60期） 百万円	当期（第61期） 百万円	増減率（%）
受注高	5,169	5,288	2.3
売上高	5,201	5,168	△0.6
営業利益	650	504	△22.5

<その他事業>

環境エンジニアリング事業では、森づくりと水辺づくりが堅調に推移しました。植物工場事業では、期末にかけて大型案件の受注がありましたが、その他大型案件の受注時期の遅れなどにより売上高は低調に推移しました。その他事業全体では、前期比で受注高は4.0%増加し1,375百万円となり、売上高は7.1%減少し1,267百万円となりました。利益面につきましては、前期比で改善したものの52百万円の営業損失となりました。

	前期（第60期） 百万円	当期（第61期） 百万円	増減率（%）
受注高	1,322	1,375	4.0
売上高	1,365	1,267	△7.1
営業損失（△）	△123	△52	—

<その他の企業活動>

当社は「企業は社会の公器である」という考えのもと、さまざまな企業活動を通じてステークホルダー（利害関係者）のみなさまと互いに価値を交換し合い、共に歩むことで持続的な企業価値の向上を目指しております。

当期は、経済産業省がグローバルに事業を展開し、特定分野で世界シェアの高い製品を製造・販売している優良企業を選定する「グローバルニッチトップ企業100選」に当社が認定されました。認定企業の経験が、先行事例としてこれからグローバルニッチトップを目指す企業の羅針盤となることが期待されています。

環境経営への取り組みといたしましては、当社は平成19年度より地球温暖化対策の一つである「みどりのカーテン」の普及活動を推進しております。「みどりのカーテン」の植付け・効果測定を行う講座や普及活動のリーダーを育成するセミナーは、累計で4,000名を超える方々に受講していただきました。こうした活動が評価され、模範的な環境活動を行う企業や個人の顕彰を通じ、より多くの人々の活動の一助とすることを目的とした東京商工会議所主催のeco検定アワード2013において「エコユニット部門 大賞」を受賞しました。

宮城県岩沼市で開催された「千年希望の丘」植樹祭において、子会社のエスペックミック株式会社が植樹支援を行い、社員がボランティアとして参加しました。「千年希望の丘」は災害廃棄物を用いて造った丘にこの土地本来の木を植えた森の防潮堤です。津波の力を弱め、災害発生時には避難場所として、また、被災の教訓を後世に伝えていく役割を担います。

また、より多くの投資家のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、東京証券取引所主催の「東証 I R フェスタ2014」に初めて出展しました。大変多くの方々にご来場いただき、さまざまな情報交換をさせていただきました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額1,115百万円であり、完成および継続中の主要設備は次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備
当社 エナジーデバイス環境試験所（269百万円）
- ② 当期継続中の主要設備の新設、拡充
愛ス佩ク試験儀器（広東）有限公司（441百万円）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、現在、将来を見据えた企業成長に向け、新たな中期経営計画を策定中であります。第62期（平成27年3月期）におきましては、前期の基本方針を引き継ぎ、成長戦略の推進と事業範囲の拡大・効率化に取り組んでまいります。

<連結収益目標>

売上高：330億円　営業利益：23億円　（営業利益率7.0%）

<基本方針>

- ① “よりスピーディ” に、“よりダイナミック” に成長戦略を推進する
- ② 国内市場で勝ち残るために“事業範囲の拡大”と“効率化”を図る

<主な重点戦略>

- ① グループ連携の強化によるアジア・中国市場の開拓と攻略
 - I. 自動車市場を中心としたカスタム製品の販売拡大
 - II. ASEAN市場
「ASEANサポートデスク」を軸にしたサービスサポート体制の強化
 - III. 中国市場
新生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」の生産体制の確立と
営業・サービス体制の再構築
 - IV. 韓国市場
「ESPEC KOREA CORP.」の生産機能強化
- ② グリーンテクノロジー市場に加え、ライフ市場への本格参入による事業領域の拡大
 - I. グリーンテクノロジー市場
 - ・車載用二次電池の試験ニーズに適合した製品・システムの提供
 - ・車載用二次電池の安全性試験装置のラインナップと世界標準化対応
 - ・エネルギーデバイス環境試験所など受託試験所設備の拡充と販売促進
 - II. ライフ市場
新製品による拡販と既存製品の用途展開

③国内環境試験事業の勝ち残り

- I. 自動車市場を中心としたカスタム製品の対応範囲の拡大
- II. 前期モデルチェンジをした小型環境試験器など標準製品の販売拡大
- III. 独自のサービス「エスペックオンラインサポート」と保守契約の販売促進

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第58期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第59期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第60期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第61期(当期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	30,924	31,692	30,412	31,760
売 上 高 (百万円)	29,589	31,906	30,799	32,099
営 業 利 益 (百万円)	1,391	1,828	1,866	2,077
経 常 利 益 (百万円)	1,683	2,076	2,162	2,370
当 期 純 利 益 (百万円)	1,654	1,929	1,219	1,570
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	70.03	82.31	52.43	67.52
総 資 産 (百万円)	37,905	38,628	39,724	43,031
純 資 産 (百万円)	27,580	29,050	30,455	32,811

(注) 百万単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
エスペックテストシステム株式会社	千円 170,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
エスペック九州株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	森づくり、水辺づくり、都市緑化、 環境測定・分析、植物工場
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
上海愛斯佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 60.0	環境試験器等の製造・販売
愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の販売
愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司	千人民元 37,000	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の製造・販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 47,425	% 100.0	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売

- (注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. エスペックテクノ株式会社は、平成25年4月1日付で事業内容を一部変更し、エスペックテストシステム株式会社に商号変更いたしました。
3. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成25年4月26日付で資本金を47,425千香港ドルに増資いたしました。
4. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成25年5月7日付で同社の100%出資子会社となる愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業		主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置
	エネルギーデバイス装置	充放電評価システム、電極乾燥装置
	半導体関連装置	バーイン装置、半導体評価装置、計測システム
	F P D 関連装置	枚葉式クリーンオープン
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境エンジニアリング	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
	新規事業	植物工場

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営業拠点	首都圏オフィス（東京都港区）、神奈川オフィス（神奈川県川崎市） 大阪オフィス（大阪府寝屋川市） 仙台営業所（仙台市泉区）、熊谷営業所（埼玉県熊谷市） 名古屋営業所（名古屋市名東区）、広島営業所（広島市安佐南区） 福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市） 宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市） 神戸R&Dセンター（神戸市北区）

② 重要な子会社

国内	エスペックテストシステム株式会社（神戸市東灘区） エスペック九州株式会社（北九州市小倉北区） エスペックミック株式会社（愛知県丹羽郡）
海外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国） 上海愛斯佩克環境設備有限公司（中国） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司（中国） 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司（中国） ESPEC (CHINA) LIMITED（香港） ESPEC KOREA CORP.（韓国）

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	1,041名	+ 64名
サ ー ビ ス 事 業	217名	△ 5名
そ の 他 事 業	28名	△ 16名
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,286名	+ 43名
全 社 (共 通)	70名	△ 4名
合 計	1,356名	+ 39名

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	740名	△ 19名	43才4カ月	19年2カ月
女 性	86名	+ 1名	37才0カ月	12年3カ月
合計または平均	826名	△ 18名	42才8カ月	18年6カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者16名、嘱託および準社員66名を含めておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,259,679株（自己株式521,715株を除く）
- (3) 株主数 6,288名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
エ ス ペ ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,945	8.36
エ ス ペ ッ ク 従 業 員 持 株 会	834	3.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	800	3.44
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	790	3.40
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	552	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店 カ ス ト デ ィ 業 務 部)	524	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	515	2.21
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	513	2.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社)	510	2.19
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社)	452	1.94

(注) 持株比率は、自己株式(521,715株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	石 田 雅 昭		ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役 愛ス佩ク試験儀器 (広東) 有限公司 董事長 上海愛ス佩ク環境設備 有限公司 董事長
常務取締役	島 田 種 雄	営業・CS担当 営業本部長 国際事業本部長	愛ス佩ク環境儀器 (上海) 有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 愛ス佩ク測試科技 (上海) 有限公司 董事長 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 取締役社長
常務取締役	石 井 邦 和	技術・信頼性試験担当 バッテリーソリューションシステム事業部長 設計本部長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
取 締 役	桶 谷 馨	生産・環境管理担当 生産本部長 福知山工場長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
取 締 役	村 上 精 一	開発担当 モノづくり改革本部長 開発本部長	
取 締 役	大 島 敬 二	管理担当 管理本部長 輸出管理本部長	
取 締 役	志 関 誠 男		
常勤監査役	村 上 充		
監 査 役	松 南 雅 己		
監 査 役	村 瀬 一 郎		公認会計士、税理士 村瀬一郎公認会計士事務所 所長 オプテックス株式会社 社外監査役
監 査 役	山 本 哲 男		弁護士 山本法律事務所 所長

(注) 1. 当期中の取締役・監査役の異動

- ・平成25年6月25日開催の第60回定時株主総会において、大島 敬二氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・平成25年6月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役 廣 信義氏は、任期満了により退任いたしました。
 - ・平成25年6月25日開催の第60回定時株主総会において、山本 哲男氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
 - ・平成25年6月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、監査役 松村 安之氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 平成25年10月1日付で島田 種雄氏はESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. の取締役社長に就任いたしました。
 3. 取締役 志関 誠男氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役 村瀬 一郎氏および山本 哲男氏は、社外監査役であります。
 5. 取締役 志関 誠男氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 監査役 村瀬 一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	147百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	39百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	187百万円 (18百万円)

- (注) 1. 平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外監査役	村 瀬 一 郎	村瀬一郎公認会計士事務所 所長 オブテックス株式会社 社外監査役	特別な関係はありません
	山 本 哲 男	山本法律事務所 所長	特別な関係はありません

② 社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況等
社外取締役	志 関 誠 男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	村 瀬 一 郎	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	山 本 哲 男	平成25年6月25日就任以降開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、監査役会10回のうち10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

30,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任手続きを行うほか、その他の事由により会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会規定および監査役監査基準に基づき、監査役会の同意または請求により、取締役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

なお、毎期、監査役会は会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し検討いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - I. 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した「THE ESPEC MIND」に基づき、「エスペック行動憲章・行動規範」を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
 - II. 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
 - III. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
 - IV. 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
 - V. 監査役は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査役会に報告する。
 - VI. 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定・その他社内規定に基づき文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存・管理する。保存期間については別途定める。取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - I. 全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。

- II. 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I. 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
 - II. 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。
 - III. 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I. 当社取締役および子会社取締役は、各部門・各社についての内部統制の確立および運用の権限と責任を有する。
 - II. 当社は「エスベック行動憲章・行動規範」や社内規定等の当社および子会社への徹底を図るとともに、内部統制に関する担当部署を設置し、当社および子会社における内部統制の構築を目指す。また、関係会社管理担当部門を定め、当社および子会社間の内部統制に関する協議・情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - III. 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、監査役会の運営や監査業務など、必要に応じて職務の補助を行う使用人を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議のうえ任命する。任命された使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - I. 取締役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を監査役へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。

- II. 前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができ、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。
 - III. 相談通報窓口（3ヵ所）のうち1ヵ所を常勤監査役が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- I. 監査役監査基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
 - II. 監査役と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社に対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付に応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前にと取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交

渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

I. 企業価値の源泉

当社は<「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」>をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ(進取的)」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う試験器であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私たちの暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、お取引先、当社 사용자 その他のステークホルダー(利害関係者)のみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものであると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

II. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みとして、中期経営計画および年度経営計画を策定するとともに、各計画の重点施策を定めております。今後も当社は、中長期的な視点に立ちながら、これらの戦略の実現に努めていくことで、さらなる成長、拡大を実現し、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えており、配当金につきましては、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

III. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみなさま、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、お取引先、使用人その他のステークホルダー（利害関係者）との間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

当社は、監査役設置会社であり、監査役は毎月開催される取締役会および主要会議に必ず出席し、協議・決定された事項に対して適正な監査を行っております。また、取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化を図っております。

平成26年6月以降は第61回定時株主総会において、取締役および監査役選任の議案をご承認いただくことを前提として、取締役は社外取締役1名を含む7名、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま、国内外のお客さま、お取引先、使用人および地域社会等のステークホルダー（利害関係者）のみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、中期経営計画達成に向けた戦略・施策の推進や、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

I. 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的とするものであります。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付の提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、さらにはお客さまやお取引先をはじめとするステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株式の大量買付を行う者により、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることになります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したう

えて、当該大量買付が当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株式に対する大量買付が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付の提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」という）を設定するとともに、上記①記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付がなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが引き続き必要と判断し、対抗措置の発動手続き等も含め「当社株式の大量買付行為への対応策」として本プランを導入しております。

II. 本プランの概要

本プランは、当社株式の特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、係る買付行為を「大量買付行為」といい、係る大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます）に応じるか否かを株主のみなさまに適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合には、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみなさまへの代替案の提案等を行い、公表することとしています。したがって、大量買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要性・相当性の範囲内において会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

以上は当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の概要ですが、詳細の内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

継続に関するお知らせ（平成23年5月13日）

(<http://www.espec.co.jp/corporate/newsrelease/110513/110513.pdf>)

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も加算するものとします）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

I. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

II. 本プランが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

A. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

B. 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

当社は、本プランの継続には株主のみなさまの意思が反映されるものとしております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続および廃止は、株主のみなさまの意思を尊重した形になっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていたくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしております。

C. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

イ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

ウ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをおいておりませんので、該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	30,503	流動負債	8,497
現金及び預金	8,954	支払手形及び買掛金	5,104
受取手形及び売掛金	12,868	未払法人税等	545
有価証券	4,401	賞与引当金	360
商品及び製品	340	役員賞与引当金	6
仕掛品	952	製品保証引当金	216
原材料及び貯蔵品	1,226	その他	2,264
繰延税金資産	400	固定負債	1,721
その他	1,367	繰延税金負債	307
貸倒引当金	△7	退職給付に係る負債	96
固定資産	12,527	役員退職慰労引当金	19
有形固定資産	9,257	資産除去債務	51
建物及び構築物	3,186	再評価に係る繰延税金負債	625
機械装置及び運搬具	393	その他	620
工具、器具及び備品	736	負債合計	10,219
土地	4,424	(純資産の部)	
リース資産	33	株主資本	32,546
建設仮勘定	481	資本金	6,895
無形固定資産	246	資本剰余金	7,172
投資その他の資産	3,022	利益剰余金	18,838
投資有価証券	2,362	自己株式	△360
繰延税金資産	13	その他の包括利益累計額	5
その他	684	その他有価証券評価差額金	813
貸倒引当金	△37	土地再評価差額金	△743
資産合計	43,031	為替換算調整勘定	33
		退職給付に係る調整累計額	△97
		少数株主持分	258
		純資産合計	32,811
		負債純資産合計	43,031

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,099
売上原価		21,367
売上総利益		10,731
販売費及び一般管理費		8,654
営業利益		2,077
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	85	
為替差益	110	
その他	82	312
営業外費用		
支払利息	0	
有価証券売却損	2	
支払手数料	9	
その他	6	19
経常利益		2,370
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1	2
特別損失		
固定資産除却損失	15	
減損損失	1	17
税金等調整前当期純利益		2,356
法人税、住民税及び事業税	714	
法人税等調整額	16	731
少数株主損益調整前当期純利益		1,624
少数株主利益		53
当期純利益		1,570

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,895	7,172	17,619	△360	31,327
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△348		△348
当 期 純 利 益			1,570		1,570
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
そ の 他			△2		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,219	△0	1,219
当 期 末 残 高	6,895	7,172	18,838	△360	32,546

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整 累 計	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	443	△742	△763	-	△1,062	190	30,455
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△348
当 期 純 利 益							1,570
自 己 株 式 の 取 得							△0
そ の 他							△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	369	△1	796	△97	1,068	68	1,136
当 期 変 動 額 合 計	369	△1	796	△97	1,068	68	2,355
当 期 末 残 高	813	△743	33	△97	5	258	32,811

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 9社
主要な連結子会社の名称
ESPEC NORTH AMERICA, INC.
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD.
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
 - (3) 連結の範囲の変更
当連結会計年度より、愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司を新規設立したため、連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし
 - (2) 持分法適用の関連会社の数 なし
 - (3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 他）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、決算日が12月31日のESPEC NORTH AMERICA, INC.、ESPEC (CHINA) LIMITED、愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司、愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司、ESPEC KOREA CORP. および上海愛ス佩克環境設備有限公司は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (ロ) デリバティブ
時価法によっております。
 - (ハ) たな卸資産
仕掛品は主として個別法による、その他のたな卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(ニ) 製品保証引当金

製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が96百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が97百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は4円18銭減少しております。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金 4百万円

(2) 担保付債務

買掛金 0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,881百万円

3. 受取手形裏書譲渡高 21百万円
4. 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。
- (1) 土地の再評価方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。
- (2) 再評価を行った年月日
平成14年3月29日
- (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,030百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,781,394株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	186,079,560円
1株当たりの配当額	8円00銭
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月26日

(2) 配当金支払額

平成25年11月11日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	162,818,565円
1株当たりの配当額	7円00銭
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年12月3日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	302,375,827円
1株当たりの配当額	13円00銭
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月26日

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金等の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	8,954	8,954	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,868	12,868	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,715	6,715	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,104)	(5,104)	—
(5) 未払法人税等	(545)	(545)	—
(6) デリバティブ取引	(24)	(24)	—

*1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

*2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	48

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,399円52銭
1株当たり当期純利益 67円52銭

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VIII その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森村 圭志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスペック株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスペック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,286	流動負債	6,414
現金及び預金	5,873	支払手形	474
受取手形	3,566	買掛金	3,569
売掛金	6,962	リース債務	15
有価証券	4,401	未払金	532
商品及び製品	100	未払費用	396
仕掛品	539	未払法人税等	503
原材料及び貯蔵品	662	前受金	36
前払金	2	預り金	225
前払費用	108	賞与引当金	341
繰延税金資産	309	製品保証引当金	179
その他	1,758	その他	140
固定資産	14,041	固定負債	1,518
有形固定資産	7,519	リース債務	18
建物	2,364	資産除去債務	51
構築物	95	繰延税金負債	220
機械及び装置	155	再評価に係る繰延税金負債	625
車両運搬具	4	その他	601
工具、器具及び備品	687	負債合計	7,933
土地	4,140	(純資産の部)	
リース資産	32	株主資本	30,318
建設仮勘定	38	資本金	6,895
無形固定資産	176	資本剰余金	7,172
ソフトウェア	126	資本準備金	7,136
その他	49	その他資本剰余金	36
投資その他の資産	6,345	利益剰余金	16,610
投資有価証券	2,330	利益準備金	469
関係会社株式	2,672	その他利益剰余金	16,140
出資	0	別途積立金	11,280
関係会社出資金	330	繰越利益剰余金	4,860
関係会社長期貸付金	616	自己株式	△360
長期前払費用	44	評価・換算差額等	75
その他	383	その他有価証券評価差額金	819
貸倒引当金	△33	土地再評価差額金	△743
資産合計	38,327	純資産合計	30,394
		負債純資産合計	38,327

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		23,785
売 上 原 価		15,928
売 上 総 利 益		7,857
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,409
営 業 利 益		1,447
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
有 価 証 券 利 息	4	
受 取 配 当 金	218	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	97	
為 替 差 益	50	
そ の 他	49	442
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	8	
有 価 証 券 売 却 損	2	
そ の 他	6	16
経 常 利 益		1,873
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14	
減 損 損 失	1	15
税 引 前 当 期 純 利 益		1,857
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	560	
法 人 税 等 調 整 額	28	588
当 期 純 利 益		1,268

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	3,939	15,689	△360	29,397
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△348	△348		△348
当期純利益							1,268	1,268		1,268
自己株式の取得									△0	△0
そ の 他							1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	921	921	△0	920
当 期 末 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	4,860	16,610	△360	30,318

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	449	△742	△293	29,104
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△348
当期純利益				1,268
自己株式の取得				△0
そ の 他				1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	369	△1	368	368
当期変動額合計	369	△1	368	1,289
当 期 末 残 高	819	△743	75	30,394

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (ロ) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 製品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部分で個別法を採っております。
 - (ロ) 仕掛品 個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年～50年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用してあります。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用してあります。
法人税法に規定する定額法によっております。
 - (4) 投資その他の資産（長期前払費用） 法人税法に規定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあります。
 - (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上してあります。
 - (3) 製品保証引当金 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上してあります。

- (4) 退職給付引当金
- 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌事業年度から費用処理しております。
- また、年金資産と未認識数理計算上の差異の合計額が退職給付債務を上回っているため、その差額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 追加情報
- (法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)
- 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。
- この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は21百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
6. 表示方法の変更に関する注記
- (1) 金融商品取引法における財務諸表との整合性を図るため、当事業年度より独立掲記科目に関して再検討をし、表示方法の変更をしております。
- (貸借対照表)
- (イ) 前事業年度において、独立掲記していた流動資産の「金銭債権信託受益権」（当事業年度は770百万円）、「未収入金」（当事業年度は242百万円）及び「短期貸付金」（当事業年度は705百万円）は当事業年度より「その他」に含めております。
- (ロ) 前事業年度において、独立掲記していた無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」（当事業年度は26百万円）は当事業年度より「その他」に含めております。
- (ハ) 前事業年度において、独立掲記していた流動負債の「設備関係支払手形」（当事業年度は66百万円）は当事業年度より「その他」に含めております。
- (ニ) 前事業年度において、独立掲記していた固定負債の「長期預り保証金」（当事業年度は601百万円）は当事業年度より「その他」に含めております。

- (2) 金額的重要性が増したため、以下の表示方法の変更をしております。
 (貸借対照表)
 (イ) 前事業年度において、固定負債の「その他」に含めていた「繰延税金負債」(前事業年度は106百万円)を当事業年度より独立掲記しております。
- (3) 金額的重要性が乏しくなったため、以下の表示方法の変更をしております。
 (損益計算書)
 (イ) 前事業年度において、独立掲記していた営業外収益の「投資事業組合運用益」(当事業年度は0百万円)は当事業年度より「その他」に含めております。
 (ロ) 前事業年度において、独立掲記していた営業外費用の「投資事業組合運用損」(当事業年度は0百万円)は当事業年度より「その他」に含めております。

II 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,848百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,829百万円 |
| 長期金銭債権 | 616百万円 |
| 短期金銭債務 | 204百万円 |
| 3. 土地の再評価 | |
| 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づいて事業用土地の再評価を行っております。 | |
| (1) 土地の再評価方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額(固定資産税評価額)に合理的な調整を行う方法および同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。 | |
| (2) 再評価を行った年月日 | |
| 平成14年3月29日 | |
| (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | |
| △1,030百万円 | |

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,414百万円
仕入高等	832百万円
営業取引以外の取引高	281百万円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

普通株式

521,715株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	17百万円
賞与引当金	121百万円
製品保証引当金	63百万円
未払事業税	44百万円
投資有価証券評価損	203百万円
資産除去債務	18百万円
減損損失	29百万円
減価償却限度超過額	7百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	585百万円
評価性引当額	△235百万円
繰延税金資産合計	350百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務	3百万円
前払年金費用	32百万円
その他有価証券評価差額金	225百万円
繰延税金負債合計	261百万円
繰延税金資産の純額	89百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産および負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	667百万円
評価性引当額	△667百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	625百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	625百万円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、試験用設備の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

2. 未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 3百万円

減価償却費相当額 2百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

VII 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ESPEC (CHINA) LIMITED	所有 直接 100%	役員の兼任 資金援助	資金の貸付 (注)	791	その他流動資産 関係会社長期貸付金	174 616
				利息の受取 (注)	5	その他流動資産	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ESPEC (CHINA) LIMITED に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,306円74銭

1株当たり当期純利益 54円56銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

エスペック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスペック株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

エスペック株式会社 監査役会

常勤監査役	村 上 充	Ⓔ
監 査 役	松 南 雅 己	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	村 瀬 一 郎	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	山 本 哲 男	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額302,375,827円

なお、中間配当金として7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき20円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	いしだ まさあき 石 田 雅 昭 (昭和29年11月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成23年4月 代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） 上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役	63,064株
2	しまだ たねお 島 田 種 雄 (昭和32年10月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 取締役 平成24年4月 営業・CS担当（現在） 国際事業本部長（現在） 平成24年6月 常務取締役（現在） （重要な兼職の状況） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛斯佩克測試科技（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN. BHD. 取締役社長	30,132株
3	いしい くにかず 石 井 邦 和 (昭和33年5月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 取締役 平成24年4月 技術担当（現在） 平成24年6月 常務取締役（現在） 平成26年4月 機器本部担当（現在） （重要な兼職の状況） ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役	23,262株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	おけや かおる 桶 谷 馨 (昭和34年6月28日生)	平成17年5月 当社入社 平成23年4月 環境管理担当 (現在) 平成23年6月 取締役 (現在) 平成26年4月 開発担当 (現在) 開発本部長 兼 神戸R&Dセンター長 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役	12,146株
5	むらかみ せいいち 村 上 精 一 (昭和33年6月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成24年4月 モノづくり改革本部長 (現在) 平成24年6月 取締役 (現在) 平成26年4月 生産担当 (現在) 生産本部長 兼 福知山工場長 (現在)	11,720株
6	おおしま けいじ 大 島 敬 二 (昭和33年2月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 総務人事部長 (現在) 平成24年4月 管理本部長 (現在) 平成25年6月 取締役 (現在) 管理担当 (現在) 輸出管理本部長 (現在)	13,368株
7	しせき のぶお 志 関 誠 男 (昭和19年9月10日生)	昭和44年4月 藤倉電線株式会社 入社 (現・株式会社フジクラ) 平成8年4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師 平成14年7月 フジモールド株式会社 社長 平成17年2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役 平成23年6月 当社取締役 (現在)	4,442株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 志関 誠男氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任して3年であります。
 3. 志関 誠男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。
 4. 当社は、志関 誠男氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、再度独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、志関 誠男氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 村瀬 一郎氏が本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 松南 雅己氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おだ たかあき 小田 隆 昭 (昭和31年10月22日生)	昭和52年4月 旧エスペックエンジニアリング株式会社 入社 平成19年11月 同社 社長 平成22年4月 当社 アフターサービス推進本部長 平成23年4月 当社 CS本部長 平成25年4月 当社 監査部長 平成26年4月 当社 監査グループ理事 (現在)	22,893株
2	つつみ まさひこ 堤 昌 彦 (昭和29年4月27日生)	昭和53年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和56年2月 公認会計士登録 平成6年2月 堤公認会計士事務所開設 (現在) (重要な兼職の状況) 東洋シャッター株式会社 監査役 堤公認会計士事務所 所長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 小田 隆昭氏および堤 昌彦氏は、新任候補者であります。
 3. 堤 昌彦氏は社外監査役候補者であります。
 4. 堤 昌彦氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると見料されることから社外監査役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。
 5. 当社は、堤 昌彦氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・当該社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成20年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を、株主のみなさまのご承認をいただき導入し、その後、平成23年6月24日開催の当社第58回定時株主総会の決議により継続（以下「現プラン」といいます）しておりますが、その有効期限は、平成26年6月開催予定の当社第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、その在り方について引続き検討してまいりましたが、平成26年5月14日に開催された当社取締役会において、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プラン（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます）として継続することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

1 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的とするものであります。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付の提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成し

ていくこと、さらにはお客さまやお取引先をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株式の大量買付を行う者により、中長期的に確保・向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることとなります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該大量買付が当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株式に対する大量買付が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付の提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大量買付ルール」といいます)を設定するとともに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付がなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが引続き必要と判断し、対抗措置の発動手続き等も含め「当社株式の大量買付行為への対応策」として本プランを継続することといたしました。

2 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、係る買付行為を「大量買付行為」といい、係る大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます)とします。

なお、本プランの手続きの流れにつきましては、別紙1をご参照ください。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も加算するものとします）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、まず当社取締役会または代表取締役に対して、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要および大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付に関する意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を日本語で提出していただくこととします。

当社が、大量買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表します。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます）のリストを交付し、大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提出していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は、後記①から⑦のとおりです。その具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、大量買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、改めて、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

当社取締役会は、本必要情報が大量買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大量買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大量買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(2)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める方法により、その全部または一部を公表いたします。また、当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には速やかに、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者およびそのグループ（特定株主グループ、利害関係者および組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該大量買付行為による買付けと同種の取引の詳細およびその結果等を含みます）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の種類および価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびにその実行の可能性に関する情報等を含みます）

- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます）
 - ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます）
 - ⑤ 大量買付行為後に意図する当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策
 - ⑥ 大量買付行為後におけるお客さま、お取引先、当社使用人およびその他当社のステークホルダーに対する対応方針
 - ⑦ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、後記(3)の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含みます）の助言を受けられるものとします。

当社取締役会としては、これらの評価・検討期間（以下「本検討期間」といいます）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付による当社株式の全部買付の場合は60日間、その他の買付の場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間における評価・検討を経て、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法において、その旨を速やかに公表するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長

の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨および延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法においてその旨を速やかに公表するものとします。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要につきましては別紙2のとおりです）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます）の中から選任されるものとします。継続後の独立委員の氏名およびその略歴等につきましては、別紙3をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます）を行います。

独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他の大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めうえで、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができます。さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門

家を含みます)の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為の内容を変更した場合または大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更または勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株式の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主のみなさまに、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、代替案の提案を受ける機会等の提供ならびにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続きを定めているものです。

したがいまして、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報および当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、以下の①から⑤のいずれかの要件に該当するだけでなく、その結果として企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を講じることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を artificially 高値で当社株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆる「グリーンメイラー」に該当する場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客さま等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

- ③ 当社の経営を支配した後に当社または当社グループ会社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付で全ての当社株式の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主のみならず事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

イ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(2) 対抗措置の発動決議およびその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合または大量買付ルールを遵守した場合でも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を講じることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に対して対抗措置を発動する決議を行うものとします。具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うものとしますが、その場合の概要は別紙4のとおりです。

(3) 対抗措置の中止等

当社取締役会は、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てに関する事項を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかであると認められなくなった場合または対抗措置を講じることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会に対する諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議の中止等を行うことができるものとします。

具体的には、当社取締役会が効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当ての実施を中止し、または効力発生日以降権利行使開始日の前日までの間に割当てられた新株予約権を無償にて当社が取得することがあります。

5 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本株主総会において、本プランの継続に関する議案について株主のみなさまにご承認いただくことにより、その効力が発生し、その有効期限は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成29年6月開催予定の定時株主総会）の終了の時までとします。

ただし、株主のみなさまにご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設または改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、または誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、株主のみなさまに不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更等の事実および内容その他の事項について、速やかに公表いたします。

<ご参考>

本プランの内容は上記1から5に記載のとおりですが、1. 本プランの合理性、2. 株主および投資家のみなさまに与える影響等はそれぞれ以下のとおりです。

1. 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり基本方針に沿うものであります。

- (2) 本プランが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- ② 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

当社は、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を本プランの発効の条件としており、本プランの継続には株主のみなさまの意思が反映されるものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続および廃止は、株主のみなさまの意思を尊重した形になっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに公表することとしております。

- ③ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

ア 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に

対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

イ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

④ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

2. 株主および投資家のみなさまに与える影響等

(1) 本プランの継続が株主および投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当てを行うものではありませんので、株主のみなさまの権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主および投資家のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間および情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主および投資家のみなさまが代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主および投資家のみなさまは、必要十分な時間および情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランへの継続は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであるとと考えております。

なお、大量買付者が本プランに定められたルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響等

大量買付者が本プランに定められたルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当社取締役会が対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および取引所規則に従って適時・適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合、大量買付者等につきましては、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置の発動の対象となった大量買付者等を除く株主のみなさまにつきましては、当該対抗措置の仕組み上、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主のみなさまが確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主のみなさまに必要な手続き

当社取締役会が、対抗措置として別紙4の概要に従った新株予約権の無償割当てを行う場合および当社が新株予約権を取得する場合に株主のみなさまに関連する手続きにつきましては、以下のとおりです。

① 新株予約権無償割当てを行う場合の手続き

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主のみなさまは、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続きを行っていただく必要はありません。

② 株主のみなさまが新株予約権を行使する場合

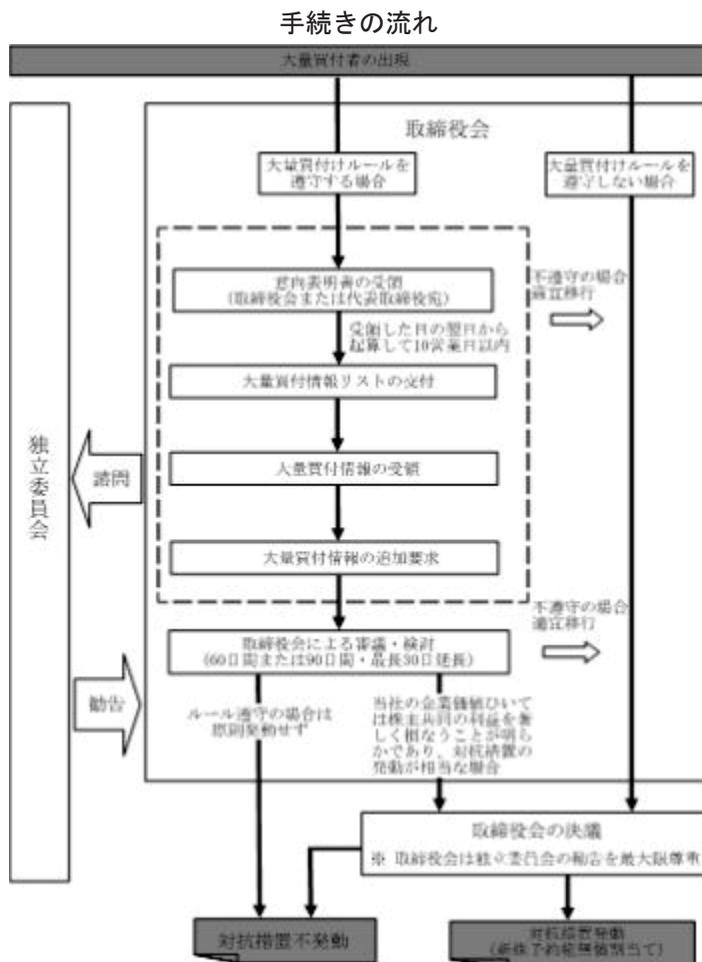
新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。係る手続きの詳細につきましては、

実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

③ 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主のみなさまは、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容につきましてはプレスリリース本文をご参照ください。

以上

別紙 2

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置する。

2. 独立委員会の構成および選任手続き

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む）の中から取締役会の決議により選任する。

3. 独立委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員会の招集手続き

独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. 独立委員会の審議・検討事項

- (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断

- ④本検討期間の延長の要否
 - ⑤対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑥株主に不利益を与えない範囲での本プランの修正または変更
 - ⑦その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- (2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。また、独立委員会は、当社取締役会に対して、一定の情報の提供を要求することができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または使用人等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、必要に応じて当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含む）の助言を受けることができる。

以 上

別紙 3

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の4名であります。

志関 誠男（しせき のぶお） 昭和19年9月10日生

【略歴】

昭和44年4月 藤倉電線株式会社（現・株式会社フジクラ）入社
平成8年4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師
平成14年7月 フジモールド株式会社 社長
平成17年2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役
平成23年6月 当社 社外取締役（現在）

志関誠男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

山本 哲男（やまもと てつお） 昭和31年9月3日生

【略歴】

昭和54年10月 司法試験合格
昭和57年4月 大阪弁護士会登録
昭和59年4月 原田・山本法律事務所パートナー
平成18年4月 山本法律事務所開設（現在）
平成25年6月 当社 社外監査役（現在）

山本哲男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

堤 昌彦（つつみ まさひこ） 昭和29年4月27日生

【略歴】

昭和53年4月 監査法人中央会計事務所入所
昭和56年2月 公認会計士登録
平成6年2月 堤公認会計士事務所開設（現在）
平成17年6月 東洋シャッター株式会社 社外監査役（現在）

堤昌彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岡田 清人（おかだ きよと） 昭和32年4月25日生

【略 歴】

昭和59年10月 司法試験合格

昭和62年4月 司法修習修了

昭和62年4月 弁護士登録（神戸弁護士会） 北山法律事務所勤務

平成11年5月 セントラル法律事務所設立（現在）

平成17年4月 兵庫県弁護士会副会長

岡田清人氏は当社の顧問弁護士ではなく、当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

別紙 4

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当てる新株予約権の総数
株主に割当てる新株予約権の総数は、当社取締役会で定める割当ての基準日（以下「基準日」という）における当社の発行済株式総数（ただし、基準日において当社の有する当社普通株式の数に相当する数は除く）と同数とする。
2. 割当ての対象となる株主およびその割当方法
基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
3. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
4. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、後記8の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

8. 新株予約権の行使条件

大量買付者および特定株式保有者等ならびに大量買付者およびその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。

その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

9. その他

新株予約権の行使期間等その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市北区天満橋 1丁目 8番50号

帝国ホテル 大阪

5階 八重の間



〈徒歩〉

- JR環状線 桜ノ宮駅西出口より約5分
- JR東西線 大阪天満宮駅より約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約12分
- 地下鉄堺筋線 扇町駅より約10分

〈シャトルバス〉

- JR大阪駅西側高架下（桜橋口を出て右）よりホテルまで運行
午前8時05分～午後9時50分まで
毎時 05分 20分 35分 50分

シャトルバスのりばは
JR大阪駅西側高架下（桜橋口）です。